

## HACCP導入

原則、食品を取り扱うすべての事業者は、HACCPに沿った衛生管理を行う必要があります。

**対象事業者** >>>>> すべての **A** 許可業種及び **B** 届出業種\*の事業者

\*合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工業を除く

**開始時期** >>>>> 令和3年6月1日（令和2年6月1日施行。経過措置期間1年間）

**取組内容** >>>>> 事業者の業種や規模等により以下のいずれかの取り組みが必要です。

HACCPに沿った衛生管理（義務）		義務なし
取組内容	HACCPに基づく衛生管理を実施	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理（簡略化した方法）を実施
方法	コーデックスHACCP7原則に基づき管理を行う。	各業界団体が作成した <b>手引書を参考</b> に管理を行う。
対象事業者	<b>A</b> 許可業種 又は <b>B</b> 届出業種 右に該当しない事業者	<b>C</b> 届出対象外業種
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲食店営業、喫茶店営業</li> <li>● パンを製造する営業</li> <li>● そうざい製造業</li> <li>● 製造・加工施設に併設又は隣接する施設で製造・加工品の全部又は大部分を小売販売する営業</li> <li>● 食品の小分けのみ行う営業</li> <li>● 食品の取扱い従事者が50人未満の事業場</li> </ul> 等	

HACCP 手引書

## 食品衛生責任者の設置

**A** 許可業種及び **B** 届出業種\*の事業者は、食品衛生責任者の設置が必要です。

\*合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工業を除く

食品衛生責任者の資格要件 >>>>>

- 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法に規定する衛生管理責任者又は作業衛生責任者、食鳥処理衛生管理者
- 都道府県知事等が行う講習会を受講した者
- 食品衛生監視員 又は 食品衛生管理者

## お問い合わせ先

東 区保健福祉センター衛生課食品係	TEL 092-645-1111	FAX 092-645-1114
博多区保健福祉センター衛生課食品係	TEL 092-419-1126	FAX 092-434-0007
中央区保健福祉センター衛生課食品係	TEL 092-761-7356	FAX 092-761-8280
南 区保健福祉センター衛生課食品係	TEL 092-559-5162	FAX 092-559-5149
城南区保健福祉センター衛生課食品係	TEL 092-831-4219	FAX 092-843-2662
早良区保健福祉センター衛生課食品係	TEL 092-851-6609	FAX 092-822-5733
西 区保健福祉センター衛生課食品係	TEL 092-895-7095	FAX 092-891-9894

新

## 営業許可・届出制度が新しくなります！

食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日から営業許可制度が見直され、営業届出制度もスタートします。

令和3年6月1日時点で営業中の事業者の方は、手続きが必要となる場合があります。

### 新制度の概要

食品取扱事業者は、営業を行う際には、次の **A** **B** **C** のいずれかの対応が必要です。

#### A 営業許可業種の事業者

営業許可の種類が現在の34業種から32業種に変更されます。許可業種の一部が届出に移行したり、統合したりするものがあり、新たな許可業種も追加されます。

##### 必要な手続き等

- 営業許可の取得 >>> 詳細は2ページ
- HACCPの導入 >>> 詳細は3ページ
- 食品衛生責任者の設置 >>> 詳細は3ページ

#### B 営業届出業種の事業者

**A** 許可業種、**C** 届出対象外業種以外の営業が、届出対象となります。

1 旧許可業種から届出に移行する業種	魚介類販売業（包装）、食肉販売業（包装）、乳類販売業、冰雪販売業、コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）、食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍冷蔵倉庫業） ※福岡県食品取扱条例許可 （ところてん製造業、おきうと製造業、食品の販売業、行商）
2 販売業、製造・加工業	弁当販売業、野菜果物販売業、米穀類販売業、自動販売機による販売業（コップ式（自動洗浄・屋内設置）を除く）、健康食品の製造・加工業、精穀・製粉業、農産保存食料品製造・加工業、調味料製造・加工業、製茶業、海藻製造・加工業、卵選別包装業 等
3 上記以外のもの	集団給食施設（1回の提供食数が20食程度以上の施設）、合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工業 等

##### 必要な手続き等

- 営業届出（営業届の提出） >>>>> 1 届出済とみなされるため手続き不要
- HACCPの導入\* >>>>> 2 3 令和3年11月30日までに届出が必要
- 食品衛生責任者の設置\* >>>>> 詳細は3ページ

\*合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工業を除く

#### C 届出対象外業種の事業者

公衆衛生に与える影響が少ない営業として、5業種が届出対象外業種となります。

- ①食品・添加物の輸入業
- ②食品・添加物の運搬・貯蔵のみを行う営業（冷凍冷蔵倉庫業を除く。）
- ③常温保存可能な包装食品・包装添加物の販売業
- ④合成樹脂以外の原材料が使用された器具・容器包装の製造業
- ⑤器具・容器包装の輸入・販売業

※冷凍冷蔵倉庫業は届出対象業種

##### 必要な手続き等

- 手続き等不要（HACCP導入の義務付けなし、食品衛生責任者の設置不要）



# 新営業許可業種一覧（概要）

旧許可業種（34業種）	新許可業種（32業種） 【令和3年6月1日～】	必要な 手続き	業の範囲	概要及び留意点
飲食店営業	飲食店営業	①	・食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	・「調理」とは、その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提に、飲食に最も適するように食品を加工成形すること
喫茶店営業	飲食店営業	①	・食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	・「調理」とは、その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提に、飲食に最も適するように食品を加工成形すること
飲食店営業（自動販売機）、 喫茶店営業（自動販売機）	調理機能を有する自動販売機 <b>新</b>	①	・調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	・屋外に設置するもの ・屋内に設置し、危害発生防止のための高度な機能を有していない機種
	許可不要（届出対象）	③	・自動販売機による飲食店営業と喫茶店営業を統合	・屋内に設置し、危害発生防止のための高度な機能を有している機種（リストあり）
食肉販売業	食肉販売業	①	・鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業	・半製品（未加熱のとんかつ、メンチカツ、コロッケ等）の調整も可能 ・上記半製品を調理し、完成品を調理販売する場合は飲食店営業の許可が必要
	許可不要（届出対象）	③	・上記食品の包装品を販売する営業	・容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態では販売する営業
魚介類販売業	魚介類販売業	①	・店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売する営業	・魚介類を生きているまま販売するものは対象外（許可、届出不要） ・冷凍した鮮魚介類も対象。鮮魚介類には、活ア、放血、頭・内臓・鱗除去等したもの、切り身又はむき身、生干し等にしたものを含む ・附带的に魚介類を茹でる、焼くなどの調理も可能
	許可不要（届出対象）	③	・上記食品の包装品を販売する営業	・容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態では販売する営業
魚介類競り売営業	魚介類競り売り営業	①	・鮮魚介類を魚介類市場で競り売り等による取引の方法で販売する営業	・競り売り、入札、相対による取り引きが対象。仲卸は対象外（魚介類販売業）
集乳業	集乳業	①	・生乳を集荷し、これを保存する営業	・対象となる生乳は、搾乳後殺菌等の処理が行われていない動物の乳
乳処理業	乳処理業	①	・生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳を製造（小分け含む）する営業	・生乳の定義は、集乳業に同じ ・乳の製造等と併せて乳製品（飲料に限る）、清涼飲料水の製造も可能
乳酸菌飲料製造業（生乳使用）	乳処理業	①	・生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳を製造（小分け含む）する営業	・生乳の定義は、集乳業に同じ ・乳の製造等と併せて乳製品（飲料に限る）、清涼飲料水の製造も可能
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	①	・牛乳を搾取し、殺菌しないか又は低温殺菌により特別牛乳に処理する営業	
食肉処理業	食肉処理業	①	・食用の目的でと畜場法及び食鳥処理法の対象以外の鳥獣をとさつ若しくは解体する営業 ・解体された鳥獣の肉、内臓等を分割、細切する営業	・と畜場法等の対象とならない鳥獣のとさつ又は解体を行う営業も対象 ・小売り販売も可能
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	①	・食品に放射線を照射する営業	・ばれいしょの発芽防止の加工のみ可能
菓子製造業	菓子製造業	①	・菓子（パン類、あん類含む）の完成品を製造する営業	・菓子種の製造は対象外（届出対象） ・客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供することも可能 ・調理パンの製造も可能
あん類製造業	菓子製造業	①	・菓子（パン類、あん類含む）の完成品を製造する営業	・菓子種の製造は対象外（届出対象） ・客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供することも可能 ・調理パンの製造も可能
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類製造業	①	・アイスクリーム等液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業	・アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー、みぞれ等が対象 ・ソフトクリームミックスも製造可能
乳製品製造業	乳製品製造業	①	・乳製品（アイスクリーム類を除く）及び乳酸菌飲料を製造する営業（固形物以外の小分けを含む）	・乳等省令に規定する乳製品（クリーム、バター、チーズ、乳飲料等）及び乳酸菌飲料が対象 ※チーズ等を含む菓子やそうざい製品、ソフトクリームミックス等は、食品の特性に応じ、菓子製造業、アイスクリーム製造業、そうざい製造業等の許可施設でも製造可能 ・固形物の小分けは、小分け製造業の対象
乳酸菌飲料製造業（生乳使用）	乳製品製造業	①	・乳製品（アイスクリーム類を除く）及び乳酸菌飲料を製造する営業（固形物以外の小分けを含む）	・乳等省令に規定する乳製品（クリーム、バター、チーズ、乳飲料等）及び乳酸菌飲料が対象 ※チーズ等を含む菓子やそうざい製品、ソフトクリームミックス等は、食品の特性に応じ、菓子製造業、アイスクリーム製造業、そうざい製造業等の許可施設でも製造可能 ・固形物の小分けは、小分け製造業の対象
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	①	・生乳を使用しない清涼飲料水及び生乳を使用しない乳製品（飲料に限る）を製造（小分け含む）する営業	・生乳を使用しない乳酸菌飲料、生乳を使用しない乳飲料の製造も可能
乳酸菌飲料製造業（生乳未使用）	清涼飲料水製造業	①	・生乳を使用しない清涼飲料水及び生乳を使用しない乳製品（飲料に限る）を製造（小分け含む）する営業	・生乳を使用しない乳酸菌飲料、生乳を使用しない乳飲料の製造も可能
食肉製品製造業	食肉製品製造業	①	・食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）を製造する営業	・食肉製品と併せて食肉、食肉製品を使用したそうざいの製造も可能 ・食肉製品製造のための食肉の細切も可能
魚肉練り製品製造業	水産製品製造業 <b>新</b>	①	・魚介類その他の水産動物若しくはその卵（水産動物等）を主原料とする食品を製造する営業	・明太子、あじの開き、鰹節、魚肉練り製品（かまぼこ、ちくわ等）等が対象 ・わかめ等の海藻類は対象外（届出対象） ・水産動物等を主原料とする食品と併せて水産動物等を使用したそうざいの製造も可能
	水産製品製造業	②	・魚介類その他の水産動物若しくはその卵（水産動物等）を主原料とする食品を製造する営業	・魚介類その他の水産動物若しくはその卵（水産動物等）を主原料とする食品を製造する営業
氷雪製造業	氷雪製造業	①	・氷を製造する営業	
	液卵製造業 <b>新</b>	②	・鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造（小分け含む）する営業	・卵白、卵黄だけの液卵も対象
氷雪販売業	許可不要（届出対象）	③	・氷を製造業者等から仕入れ小売業者等に販売する営業	
食用油脂製造業	食用油脂製造業	①	・食用油脂を製造する営業	・マーガリン又はショートニングの製造も対象
マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	①	・食用油脂を製造する営業	・マーガリン又はショートニングの製造も対象
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	①	・みそ又はしょうゆを製造する営業	・みそ又はしょうゆと併せてみそ加工品（粉末みそ、調味みそ等）、しょうゆ加工品（つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等）の製造も可能
醤油製造業	みそ又はしょうゆ製造業	①	・みそ又はしょうゆを製造する営業	・みそ又はしょうゆと併せてみそ加工品（粉末みそ、調味みそ等）、しょうゆ加工品（つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等）の製造も可能
酒類製造業	酒類製造業	①	・酒類を製造（小分け含む）する営業	
豆腐製造業	豆腐製造業	①	・豆腐を製造する営業	・豆腐と併せて豆腐やその副産物を主原料とする食品（焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、おからドーナツ、豆乳（密封・密栓された清涼飲料水に該当するもの除く。）等）の製造も可能
納豆製造業	納豆製造業	①	・納豆を製造する営業	
麺類製造業	麺類製造業	①	・生麺、ゆで麺、乾麺、そば、マカロニ等を製造する営業	・調理麺（ねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの）の製造も可能
そうざい製造業	そうざい製造業	①	・そうざい又はそうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業	・そうざいとは、通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物 ・そうざい半製品（衣を付けた油で揚げていないコロッケ等）の製造も対象
	複合型そうざい製造業 <b>新</b>	①	・HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、そうざい製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）若しくは種類製造業に係る食品を製造する営業	・「HACCPに基づく衛生管理」を行う場合に限る ・食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品製造を除く）又は種類製造業に係る食品の製造が可能
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	①	・そうざいの冷凍品を製造する営業	・そうざいの冷凍品（規格基準が定められている冷凍食品）が対象 ・小売り販売用に包装された農水産物の冷凍品も対象
	複合型冷凍食品製造業 <b>新</b>	①	・HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、冷凍食品製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）若しくは種類製造業に係る食品の冷凍品を製造する営業	・「HACCPに基づく衛生管理」を行う場合に限る ・食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品製造を除く）又は種類製造業に係る食品の冷凍品の製造が可能
	許可不要（届出対象）	③	・冷凍冷蔵倉庫業	
	漬物製造業 <b>新</b>	②	・漬物を製造する営業	・漬物と併せて漬物を主原料として調味加工した漬物加工品（高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）の製造も可能
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業 <b>新</b>	①	・密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、常温で保存が可能なものを製造する営業（他許可業種に該当するものを除く）	・常温保存可能な密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他容器包装に密封された食品）が対象。冷凍又は冷蔵品は対象外 ・食酢（すし酢を含む）、はちみつは対象外（届出対象） ・旧ソース類製造業対象食品のうち、容器包装に密封された常温保存可能品も対象
ソース類製造業	密封包装食品製造業 <b>新</b>	①	・密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、常温で保存が可能なものを製造する営業（他許可業種に該当するものを除く）	・常温保存可能な密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他容器包装に密封された食品）が対象。冷凍又は冷蔵品は対象外 ・食酢（すし酢を含む）、はちみつは対象外（届出対象） ・旧ソース類製造業対象食品のうち、容器包装に密封された常温保存可能品も対象
	許可不要（届出対象）	③	・容器包装に密封された常温保存品以外のソース類を製造する営業	・容器包装に密封された常温保存可能なものは密封包装食品製造業の許可が必要
各種製造業（該当する食品の製造業）	食品の小分け業 <b>新</b>	①	・製造に許可が必要な食品（既製品）を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	・菓子製造業、乳製品製造業（固形物に限る）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、種類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業で製造された食品（既製品）を単に小分け、包装のみ行う営業 ・調理・小売販売における小分けは対象外（飲食店営業等の許可の対象）
	食品の小分け業 <b>新</b>	②	・製造に許可が必要な食品（既製品）を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	・調理・小売販売における小分けは対象外（飲食店営業等の許可の対象）
添加物製造業	添加物製造業	①	・法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物を製造（小分け含む）する営業	・規格が定められた添加物を用いた添加物製剤も対象 ・規格が定められていない添加物製剤の小分けは対象外（届出対象）
乳類販売業	許可不要（届出対象）	③	・直接飲用に供される牛乳、乳飲料等を販売する営業	

## <令和3年6月1日時点で営業中の事業者に必要な手続き>

①令和3年6月1日時点で取得している旧営業許可業種の許可期限満了日まではそのまま営業可能です。  
許可期限満了日以降の営業について、期限満了日までに新営業許可業種で営業許可を取得する必要があります。

②令和6年5月31日までに許可を取得する必要があります（経過措置期間3年間）。

③手続き不要です（令和3年6月1日の施行時に届出済みとみなされ、以降は、届出施設となります。）。